

第 5 回

第Ⅲ期

ホームレスの自立支援等に関する

推進計画策定委員会

会議録

平成27年12月18日

午後2時00分開会

○岡部委員長 本日はお忙しい中、第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の第5回策定委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これから始めたいと思います。

前回の策定委員会では、素案のたたき台を検討しましたが、それに皆様のご意見を盛り込んだものを素案として、10月15日から11月16日まで、パブリック・コメントによる意見公募を行いました。

本日の会議は、そのパブリック・コメントに寄せられた意見や意見内容をもとに、素案に反映した箇所等を確認し、策定委員会の検討結果として区に提示したいと思います。

時間が限られておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、定足数と会議成立について確認いたします。事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 事務局でございます。

お手元の資料6、第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会設置要綱をご覧ください。

こちらの第6条第2項にございますとおり、策定委員会は半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないとございます。本委員会は9名の皆様をお願いしておりますので、5名以上の出席で会議が成立となります。本日は山田委員と増村委員からご欠席のご連絡を事前にいただいているところで、現在7名のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

○岡部委員長 定足数、会議成立のご確認をしていただきました。

続きまして、吉住区長からご挨拶をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○区長 皆様、こんにちは。ご紹介いただきました新宿区長の吉住健一でございます。

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定に当たりまして、策定委員の皆様方には、足かけ3年にわたって計画の内容を検討していただきました。誠にありがとうございます。

この委員会は、当初、4回程度の会議を行い、25年度中に計画を策定していく予定となっておりましたが、平成25年12月に公布された生活困窮者自立支援法に伴う国や東京都の動向を踏まえた策定内容とする必要が生じたので、委員の皆様には改めて委嘱をさせていただき、本日は5回目の委員会となります。

新宿区は、委員の皆様もご承知のとおり、新宿駅に代表される大規模ターミナルや、歌舞

伎町などの繁華街、新宿中央公園や戸山公園など大きな公園を抱えていることから、匿名性を求めて流入してくるホームレス等への対応が課題となっています。

新宿区としては、こうしたホームレスの方に、路上生活からの脱却を支援することが大変重要であると考えています。

そのため、平成18年に第Ⅰ期のホームレスの自立支援等に関する推進計画を策定しました。そして、平成22年には第Ⅱ期となる計画として改定を行い、ホームレスの自立支援に積極的に取り組んでまいりました。

特に、都区共同事業に加え、新宿区の独自事業として、巡回相談事業、拠点相談事業（とまりぎ）、地域生活安定促進事業など、NPO等の関係団体と連携をして、他の自治体に先駆け、路上生活者対策に取り組んでまいりました。その結果として、新宿区のホームレスは、東京都の路上生活者概数調査では、平成16年8月の1,102人をピークに、策定委員会を立ち上げた25年8月は120人、27年1月は70人、27年8月には99人となっています。

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画については、これまでの実績がある第Ⅰ期、第Ⅱ期の計画を基本としながらも、見えにくいホームレスへの支援など、時代のニーズに合ったホームレスの自立を支援する推進計画として、また新宿区の地域特性に合った計画として、より実効性の高い取組を推進するために、委員の皆様の知識や経験を生かして、検討を重ねていただきました。そして、固定・定着化が進む高齢層への支援、若年化しつつある層への支援、再路上化への対応の3つのポイントを中心に改定することとした素案の報告をいただきました。

生活困窮者自立支援法が公布され、国や東京都の動向を見据えながらの検討となり、何度もスケジュールが変更となりましたが、本日が最後の策定委員会となります。この後、パブリック・コメントの実施結果と計画（案）を検討し、策定委員会の報告をまとめていただきたいと思います。

策定委員の皆様におかれましては、検討結果の報告をもって任期満了となりますが、計画策定後も、引き続きホームレスの自立支援にご協力を賜りますよう、お願いをいたします。

3年にわたりまして委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。

○岡部委員長 区長、ご挨拶をいただき、大変ありがとうございます。区長は所用によりこれで退席されるそうです。どうもありがとうございました。

○区長 申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○岡部委員長 このたび福祉部長の異動がございましたので、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

ます。

○福祉部長 こんにちは。お世話になっております。

12月9日付で前任の小池勇士が異動いたしまして、その後任といたしまして福祉部長事務代理に着任いたしました赤堀充男でございます。これまで、こちらに地域福祉課長として座っておりましたが、引き続きよろしく申し上げます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

事務局、よろしくお願いいいたします。

○生活福祉課長 では、この後、座ったままで失礼させていただきます。よろしくお願いいいたします。

本日の資料は、次第のほかに、事前にお配りした資料が9点ほどございます。その上で、まずその9点の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第がございます。その次第の下のほうにございます事前配付資料、資料1、「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（素案）のパブリック・コメントの実施結果について、資料2、「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（平成27年度～平成29年度）」素案から計画案への主な変更点、資料3、「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（案）、資料4、「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」概要版（案）、資料5、ご意見シート、資料6は先ほどご覧いただいた設置要綱、資料7、本委員会の委員名簿、資料8、第4回会議録、資料9、第4回会議概要となっております。

そして本日、机の上にお配りさせていただいております資料がございます。後ほど中身につきましてはご説明をさせていただきますが、まず資料1、パブリック・コメント実施結果について、全部を差しかえということでご用意いたしました。資料2の素案から計画案への主な変更点も差しかえということでお配りしてございます。資料3の推進計画（案）につきましては、該当ページをお配りさせていただいております。まず、87ページの人権啓発に関するところ、102ページの委員名簿、そして186ページの用語解説の部分になります。また、資料7といたしまして、委員名簿につきましてもお配りさせていただいております。

さらに、ご意見シートといたしまして、本日1名の方から頂戴しております。こちらにつきましてもお手元にお配りさせていただいております。資料の確認をお願いいたします。

もし、ないものがございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

皆さんちょっと確認をしていただいて、不足等ございませんでしょうか。

では、続いて。

○生活福祉課長 続いてお願いがございます。本日また会場が変わりまして、マイクの使い方が変わっております。会議録作成の関係で録音をさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

発言のときにはマイクの「要求4」というところを押していただきますと、このように赤くランプがともります。発言が終わりましたら、今度は「終了5」というところを押してください。よろしく願いいたします。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。

まず、最初に「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（素案）のパブリック・コメントの実施結果について。

今回のパブリック・コメントでは、3名1団体から、素案に対し66件の意見が寄せられたとのことですので、概要について、事務局、ご説明をお願いいたします。

○生活福祉課長 それでは、ご説明いたします。

本日、机の上にお配りさせていただきましたほうの資料1をご覧くださいと思います。パブリック・コメントの実施結果でございます。

実施期間につきましては、平成27年10月15日木曜日から平成27年11月16日月曜まででございました。

意見提出人数は、今、委員長からご紹介いただきましたとおり、3名・1団体でございます。

意見数66件の内訳でございます。まず、第Ⅰ章、計画改定の基本方針につきまして6件、第Ⅱ章、ホームレスの現状につきまして14件、これまでのホームレス問題の課題と取組について12件、第Ⅳ章、ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組について20件、第Ⅴ章、計画の推進等について3件、第Ⅵ章、資料について6件、計画全般の表現・その他の質問等というところで5件という内訳になってございます。

こちらの中で、意見への対応につきまして、次のページ以降に、いただいたご意見の概要と、区がどのように考えたのかというものの一覧をつけさせていただいております。

区の考え方につきましては、1枚めぐりまして、資料1の1ページ、例えば、1行目に区

の考え方を載せさせていただいて、このご意見については計画に反映するのか、また意見の趣旨は計画に取り込み済みなのか、もしくは意見の趣旨に沿って取り組む、意見としてお伺いする、質問にお答えするといった分類の表記をさせていただいております。その下に、どのように取り込んであるよというようなご紹介ですとか、ご意見として伺うのであれば、その考え方、また計画に反映する場合は修正前と修正後といったような表記で整理をさせていただいているところです。

具体的中身につきましては、この後、計画（案）のご説明をさせていただくときに、ご一緒に確認をしていただければと思っております。

1枚目にお戻りください。

意見への対応でございます。意見を計画に反映させていただきましたのは23件、意見の趣旨は計画に取り込み済みが13件、意見の趣旨に沿って取り組むが4件、意見として伺うが23件、質問に答えるが3件、以上66件となっております。

事前にお配りしたところとの違う点は後ほどご説明をさせていただきますけれども、意見を計画に反映というところと意見の趣旨は計画に取り込み済みというところが変わっております。前回お手元にお送りした中身は、意見を計画に反映が22件で、取り込み済みが14件となっていたものでございます。

以上でございます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局よりパブリック・コメントの結果についてご説明がありました。この件について、ご意見やご質問がございましたら、おっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

非常に一つ一つ丁寧に応答していただきまして、またどのような計画に反映するのかということについても区分をさせていただいて整理をされていますので、非常にこの点については、各委員の方もそれを読まれて納得をされたのではないかなというふうに思っております。

では、先に進ませていただければと思います。

議題の2「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（案）について、ご説明をお願いいたします。

○生活福祉課長 では、ちょっと広く資料を広げていただいて、まず、用いますのは資料3の推進計画（案）になります。これをめぐりながら確認をしますが、この早見表といたしまし

て、資料2、こちらが計画案へ何を盛り込んだかという横の表になってございます。本日、机上に配らせていただいたほうの資料2をご利用ください。

また、あわせまして資料1というところで、いただいた実際のご意見というところをご覧いただきながら確認をしていただきたいと思っております。

では、お手数ですが、資料3のところのページを読ませていただきながら、ご説明をしていきたいと思っております。

まず、初めに3ページをお開きください。まず、前段といたしまして素案から計画案への主な変更点ですが、前回素案をお諮りしたときには、最新の東京都内の路上生活者概数調査、こちらが平成27年1月現在の調査結果が公表されておりました。このたび計画案を策定するに当たりまして、27年8月の概数調査結果が公表されておりますので、そのデータをなるべく入れ込んでいるというところが変更点になります。3ページのところ、今申し上げましたように、27年8月の調査では99人となっておりますというところを加えさせていただいております。

続きまして、11ページをお開きください。11ページにつきましては2カ所ございます。1カ所、「その後、支援の取組により漸減傾向が続き、」というところがございますが、こちらは資料2にございます1ページ、計画案の11ページとありますけれども、パブリック・コメントのご意見で、リーマンショックにより云々というような分析であれば、新宿区だけが増えるのではなく、全体的に増えるのではないかというようなご意見がございましたので、文言を修正させていただいたところです。もう1カ所の2行目のほうは、8月の調査結果が出ておりますので、それを加えさせていただいたところでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。こちら8月の調査結果が出ましたので、データの更新をさせていただきました。あわせまして、14ページの一番下の表の注記のところがございます。こちらは資料2の2ページ目の一番上でございますとおり、ご意見で、路上生活者概数調査は、国が管理する河川のホームレス数を含まないというところがわかりにくいので、調査の方法を書いてはどうかというようなご意見を頂戴したところです。こちらにつきましては、「昼間の巡回による目視で確認した数値です。」という注記を加えさせていただいたところです。

15ページにつきましては、27年8月の調査結果を反映させていただいております。

16ページ、17ページのくだりも同様でございます。17ページの上から3行目「また、」というところでございますが、こちらはご意見で、新宿区の特徴として、23区と比べて、公園

に起居するホームレスの比率が減っているのではないかと。それは新宿の特徴なのだから入れてみてはどうかというご意見を頂戴しましたので、それを計画に反映させていただいているところです。

続きまして、22ページです。22ページにつきましては、「そのうち、住居喪失非正規労働者は」云々というくだりのところを修正させていただいております。こちらはご意見をいただきましたので、そのご意見を反映させていただいたところです。もともとのご意見については、資料1のほうの網かけの部分をご確認いただければと思っております。

続きまして、26ページです。26ページの上のほうの表ですが、こちらの右端に27年8月の調査結果を加えさせていただいております。

27ページの朱書きのところでございますが、こちらは全国調査の中の東京23区内のホームレス数というところも補記したほうがわかりやすいのではないかとということと、あと全国調査のものを引っ張っているものと、23区内のものを引っ張っているところが混在しているので、できれば23区内、もしくは新宿区の特徴のデータがあれば、それを使ったほうがいいんじゃないかというご意見がありました。しかしながら、なかなか全部の数値をご意見のとおり23区内、もしくは新宿区だけの数字で調べるのが難しかったので、こういった表記でご容赦をいただきたいというものでございます。

続きまして、39ページに行ってください。こちらは、緊急一時保護事業のうちの緊急一時宿泊事業の成果についてのお話です。ご意見で、前回修正前につきましては、住居喪失不安定就労者に対する支援として一定の成果を上げています。平成27年3月末で事業終了としていたところですが、なぜ事業終了になったのか説明が欲しいというご意見を頂戴しました。つきましては、こちらにその成果を上げたところと、具体的になぜ終了したのかというものを入れさせていただくとともに、用語説明のところでもこの事業がどういう経緯だったのかということも加えさせていただいたものでございます。

続きまして、50ページをご覧ください。50ページにつきましては、ご意見がございまして、もともとは「相談所の増加により、確保しているベッド数を平成27年度から1日あたり23床確保しています。」と書かせていただいたんですが、ご意見としては、相談者数の増加というけれども、福祉事務所の相談状況の表などでは、人数がそんなに増えているようには見えないよというようなご意見をいただきましたので、表現を修正させていただいたものでございます。

続きまして、59ページです。こちらの右下の成果のところは、8月のデータが出ましたの

で、そちらの最新情報に修正をさせていただいております。

次が73ページになります。こちらは、もともとは「ホームレスの三つのタイプ」という表記にとどまっていたところですが、前回の策定委員会の中でも、もう少し改定ポイントと何らかのかみ合わせとといいますか、工夫ができないだろうかというご意見を頂戴しながらの素案の公表でございました。そうしたところ、いま一度ご意見として何とかクロスできないかというようなご意見を頂戴いたしましたので、少し加筆をさせていただいたところがございます。

続きまして、74ページの※印と75ページの注意書きでございます。こちらはご意見といたしまして、民間団体と書いているところと書いていないところがあるんですけども、それはちょっとどういう違いがあるのかわからないよというようなお話がございましたので、区の委託事業として民間団体をパートナーに選んでいる場合は省略させていただき、民間団体の独自の活動としてなさっていただいているものについては、例えばその下の③のように、「(新宿区・民間団体)」というように区別をしているんですよという整理をさせていただいたところですよ。

続きまして、77ページになります。こちらの※印ですけれども、もともとのご意見では、どんなことをアセスメントしているのか、そのアセスメントシートそのものを載せてほしいというご意見でございました。しかしながら、私ども、国の基準に基づいている標準様式のアセスメントシートを使っていますので、その様式そのものを全部ここに加えますと、ちょっと困難ということで、項目の一覧でご容赦をいただきたいというところがございます。あわせて資料にその項目一覧を加えさせていただいております。

続きまして、87ページになります。87ページが、本日机上に差しかえの文をつけさせていただいた該当ページになってございます。机にお配りしてございます87ページというものをお手元にご用意ください。また、あわせまして、資料1の10ページをお開きください。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、ご意見といたしまして、10ページの51番です。中学生が路上生活者を襲撃する事件についてどう思うかを道徳の授業やホームルームで扱ったり、元ホームレスの人を学校に招いてお話を聞いたりという教育が人権啓発ではないか。そのような内容を掲載することも含め、人権啓発の項目については再検討してほしいというご意見を頂戴していたところがございます。

皆様ご承知おきかとは思いますが、今週の月曜日、新宿区内の都立公園で、ホームレスの

方が中高生に襲撃されたという報道がございました。こういった背景もございまして、私もこれまで、中学生が近年、ホームレスに暴行を加えて生命を奪うというような凶悪な事件、このような事件の根底にあるのは、ホームレスに対する偏見や差別意識が起因していると考えられるよというところを、厚いほうの資料の86ページに載せさせていただいていたところでございますが、こちらをさらに取組として本日、修正案を出させていただいているところでございます。

1枚物のほうの朱書きをご覧ください。「子どもたちに対しては、教育委員会や青少年育成委員会などを通じて、第Ⅲ期推進計画を紹介するなどにより、近年のホームレスへの暴行事件には、ホームレスに対する偏見や差別意識が根底にあることを考える機会を作り、人権啓発を図ります。また、職業意識の醸成に努めることにより、社会的にも経済的にも自立する意思を育んでいきます。」といった文言をぜひ本計画に盛り込ませていただきたいと考え、この11番の意見については、ご意見を計画に反映しますという修正案を出させていただいております。

続きまして、89ページから91ページのホームレスのタイプ・段階的支援のイメージ図です。こちらのほうは、いろいろご確認くださった、ご意見をお寄せくださった方がいらっしまして、どうも本文中で書いてあるタイプ別の支援の道筋とこの絵がマッチしていないのではないかというようなお気づきをいただきまして、おっしゃるとおり一部修正漏れがございましたので、そっくり差しかえということで、本日お出しさせていただいております。

続きまして、95ページになります。95ページの(2)を新たに加えさせていただいているところです。ご意見では、まずこのホームレスに対する対策というのは、東京都と国との共同事業というものが中心になっているのだから、もう一度ここで計画の推進体制に入れたほうがいいでしょうというご意見を頂戴したところです。私どもは、その前の第Ⅳ章のこれからの取組のところでも十分述べていたところなんです、そういったご意見を頂戴しましたので、改めましてこちらの95ページにも加えさせていただいたところでございます。

続きまして、資料編でございます。99ページにございます第Ⅲ期推進計画策定委員会につきましては、計画案そのものではなかったものですから、素案のときには公表していませんでしたが、第Ⅱ期の計画策定時と同様に、もともと策定委員会の活動そのものについて載せさせていただく予定でおりました。しかしながら、ここも載っていないのはおかしいよ、ぜひ載せようよというご意見を頂戴しましたので、ご意見を反映しましたという扱いで掲載をさせていただいているところでございます。

102ページでございますが、本日机前にお配りしました委員名簿のほうと差しかえになります。よろしくお願いたします。

続きまして、173ページに飛びます。こちらは、新宿区のホームレス自立支援等の経緯につきまして、第Ⅱ期推進計画策定時のまま、過去の年表は用いらさせていただいたんですが、細かく見てくださった方がいらっやいまして、もともと間違っていたよというご指摘を頂戴したところを直させていただいたところです。平成11年7月の省庁の名前が違うという点と、174ページ、平成13年10月に国に出した書類の題名が違うというところがございます。

続きまして、177ページです。こちらはご意見で、これまで新宿区がホームレス事業に係る事業費等をどれぐらい実際かけてきたのか、また事業の実績ですとか、それをお願いしていた団体等はどういうところなのか、ぜひ資料に載せてほしいというご要望がございました。本日ご用意させていただいているのは、誠に字が小さくて本当に申し訳ないんですが、冊子のときには少しページを増やすなどして、読みやすく工夫をしたいと考えてございます。中身としては、第Ⅱ期推進計画の期間中になります平成21年度から平成27年度の予算までを全て整理していきたいという趣旨と、これまでの実績についても全てやはり整理をして、新宿区の経費の一覧でございますが、こちらについて載せさせていただきたいというものでございます。

続きまして、181ページになります。こちらもご意見で、計画の中に入っている事業と事業主体、それからタイプについて、一覧を載せたほうがわかりいいのではないかとということで、具体的に自分たちだったらこんなふうにつくってみるので参考にしてほしいよという表の提案もいただきましたので、ぜひそれは載せさせていただきたいということで整理をさせていただきました。

183ページでございますアセスメント項目一覧につきましては、先ほどご説明したとおり、新たに一覧として加えさせていただいているところがございます。

次に、185ページをご覧ください。こちらの朱書きで直っているところにつきましては、ご意見がございまして、よりわかりやすくというところに入れさせていただいたところがございます。なお、186ページの「若年化しつつある層」につきましては、ここの部分だけ、ですます調で、せんだってお送りさせていただいていたことに気がつきまして、本日、である調で配らせていただいたという修正内容になってございます。

以上、本当に駆け足で恐縮でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

細部にわたって修正等をどのように反映させたのかということが書かれているかと思えます。計画書案の本文及び概要版の修正についての説明に対して、パブリック・コメントの意見反映をさせていただいたほかに、平成27年8月に行われた東京都の路上生活者概数調査によるデータ更新や、第VI章の資料編で新たに資料説明や用語説明の追記等を行い、よりわかりやすい内容にしたというのが今の修正版のご説明であったかと思えます。

この件に関して、何かご意見等ございますでしょうか。

事務局、ご意見シートについては。

○生活福祉課長 すみません、本日、ご意見シートを1枚お手元にお配りさせていただいております。読み上げさせていただきます。

最近、ホームレスに対して傷害・殺人の事件がみられ、それに対するマニュアル等は？というのが1点。もう一点が、「見えにくいホームレス」について。ネットカフェ、サウナ等、イコール見えにくいでなく、もっとはっきり定義したほうがわかりやすいのではという2つの意見を頂戴しているところでございます。

○岡部委員長 1点目の、最近、ホームレスに対して傷害・殺人事件が見られる、それに対するマニュアル等ということについて、いかがでしょうか。

○生活福祉課長 マニュアル等につきましては、こうした事案に即してということではなく、私ども常日頃からの事業を展開するに当たっての流れといたしますか、そういったもの。またあわせて、相談業務もしくは巡回相談に行くときの心づもりというものは準備してございます。したがって、ここに特化したというものはございませんけれども、職員がどのように対応すればよいかというものは共通認識を持っているところでございます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

もう一点の「見えにくいホームレス」についてのご意見等をいただきましたけれども、この件に関して、この領域の第一人者であります岩田先生にご意見をいただければと思います。この「見えにくいホームレス」について。

○岩田委員 いえ、特に。

○岡部委員長 いいですか。

○岩田委員 いいんじゃないかと思えますけれども。

○岡部委員長 修正を加えています。

○生活福祉課長 はい。

○岡部委員長 それで、岩田先生のほうはこれでよいのではないかというご意見をいただきました。

○生活福祉課長 では、該当のところを皆様で見ただけであればと思います。

○岡部委員長 そうです。

○生活福祉課長 用語説明の、今どのような表現になっているかというところを皆様にご確認いただきたいと思いますが、議論の入り口になればと思っの紹介です。

資料3の189ページ、一番後ろのページになります。裏表紙をめくっていただいて、一番後ろのページになります。こちらで補記させていただいておりますが、路上等に起居する「見える」ホームレスに対して、ネットカフェやサウナ等の住居ではない所に起居している人を「見えにくい」ホームレスという。主として不安定な就労や求職活動をしている人が多い。ホームレスの新規流入層は、これらの見えにくい居所を経由してから路上へ来る場合も少なくない。というところで整理ができればと思っているところでございます。

○岡部委員長 いかがでしょうか。

岩田委員、お願いいたします。

○岩田委員 今の「見えにくい」という説明ですけれども、いいんじゃないかなと思うんですけども、これで。細かく言うと、住居ではないところに起居している人だけではなくて、例えば友達のアパートに転がり込んだというんですか、住居なんだけれども、そこに安定した自分の居場所があるわけではないというような人たちも、特に若い人の場合は、友達のネットワークみたいなものが若干ある人が多いので、そういうところにおいて、大家さんに見つかって追い出されたとか、あるいは兄弟の家にいたんだけれども、兄弟が結婚するから出ていってくれと言われたとか、そういうような話もチャレンジネットのデータなんかでは出てくるんです。だから、住居ではないところに起居している人や、「見えにくい」というのは、はっきり定義ができないということなんですよ、言いかえると。隠れたホームレスという、欧米なんかでいう言い方なんですけれども、私も一回、隠れているというのはどこに隠れているんですかと聞いたら、いや、隠れているからわからないんですと言われたことがありますけれども、ですから、はっきり定義をする必要はないんじゃないかなと思うんです。だから、「人などを」とやっぱり入れたほうがいいかなとは思っています。住居なんだけれども、自分の住居ではないところにいるという場合もあります。

○岡部委員長 どうぞ。事務局。

○生活福祉課長 ありがとうございます。では、修正案としまして、今ご意見いただきました

ので、路上等に起居する「見える」ホームレスに対して、ネットカフェやサウナ等の住居でないところや、ご自身の住居でないところに起居している人を入れると、またちよつと変わりますかね。

○岩田委員 はっきり定義しないほうがいい。はっきり定義できるということは、見えているということなんです。そうすると、じゃ、何人いるのか言えということになりますので、逆に言うと、見えないというより、隠されているというか、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の定義それ自体が、かなり路上で起居しているという前提がありますので、そうではないという意味ですね。そして、そういう屋根のあるところにいるために発見が遅れたり、わかりにくい、見えないということをむしろ含んだほうがよくて、ネットカフェとかそういうところが問題になったので、例としては挙げられると思うんですけども、いろいろなところに隠れていますので、むしろ見えないというのは、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の定義の典型的なホームレスという形では把握しにくいというようなイメージでいいんじゃないかと思うんですけども。

○岡部委員長 そうすると、今、岩田先生がおっしゃったように、例えば今、事務局のほうでおっしゃられた「サウナ等の住居でない所」や「他者の」という表現にしてください。

○生活福祉課長 では、はい。

○岡部委員長 はい、もう一度。

○生活福祉課長 本日、皆さんの確認をいただきながらと思っておりますので、すみません。

「路上等に起居する「見える」ホームレスに対して、ネットカフェやサウナ等の住居ではない所や、他者の住居に起居している人などを「見えにくい」ホームレスという。主として、」というふうに続けるのはいかがでしょうか。

○岡部委員長 どうでしょうか。いかがですか。

これ多分、初めての定義づけかもしれません。

○生活福祉課長 余り新宿オリジナル過ぎても……

○岡部委員長 いやいや、それで結構かと思います。

○生活福祉課長 地域で活動されている団体の皆様にもご意見をぜひいただきたいんですけども。

○岡部委員長 いかがでしょうか。

笠井さん。

○笠井委員 確かに見えてしまったらおもしろくも何ともない。それは張り合いがないと思い

ます。見えないものを見ていこうということがモチベーションなので。

だから、実際はもうわからないんですよ、結局。うちのほうでも調査をやって、ホームレスにしたって、終電の前と終電の後も人数は変わります。どこかから来るんですよ。その段階で見えるんですけども、聞こうにも寝ているから聞けないわけです。だから実態はよくわからないです。ただ寝ていると。本当に実際、長期にわたって居所がないのか、あるのかとか、含めたそこら辺というのはわからない。

だから非常に、そういうのも結局、ネットカフェ難民だとか、ああいう言われていたような人々に、結局ね。そこにいたのかいないのかわからないようなところで皆さん興味を持っていただいて、いろいろ実態を見ていこうというか、ないしはちょっと助けを求めていたら何とかしようということになっていたんで、そんなような、余り明確にしないほうがいいというのは僕も賛成です。

○岡部委員長 佐久間さん、いかがですか。

○佐久間委員 私は、先生と笠井さんが言われたのでいいのかなと。あとわからないのは、これからどうなっていくのかなという。笠井さんが言われたような、明確にホームレスとは言えないんだけど、多分、不安定な生活をされているんだろうなという、そういう方が、恐らく地方からもっと来られて、オリンピックがどう影響するかわからないんですけども、この手の層が、この委員会の中というか、ちょっとゾーンは変わっていくんですけども、引き続きやっぱり不安定で生活するのに困るような方々の対策というのは、引き続き必要にはなっていく。その、うまく定義づけられないんだけど、そういったものがこれから出てくるから、やっぱり定義づけの前提をせずに、でも問題として、課題としては共有しておくというものなのかなというふうに思います。

○岡部委員長 わかりました。

○大西委員 皆さんが大体言ったのであれなんですけれども、もやいとかでは、安定した住まいを持たないとかという言い方をしたりはします。定義づけしづらいので、ふんわりした定義のほうがいいんじゃないかなと。安定した住まいを持たない人を「見えない」ホームレスとかという言い方をしたりは、うちはします。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

○岩田委員 ちょっといいですか。

○岡部委員長 どうぞ。

○岩田委員 今のお話の中に出てきたと思うんですけども、私たち、ホームレスの調査なん

かをするときに一番困るのは、いつから野宿をしていらっしゃるかというような項目を置くとする、はっきり野宿しているときと、それから例えばネットカフェにいたとか、ちょっと宿泊所にいたとか、病院から戻ってきたとか、そういう行ったり来たりというのがあるんです。ですから、ホームレスの数の一時点で数えているだけで、ある人のホームレス経験というのは、屋根のある、しかし不安定な場所と路上との行き来ということが結構多いんですね。もちろんこの一つのタイプは、その中で、そういう屋根のある場所へ戻ることもできずに、もう固定しているという層が存在しているということが一つのポイントになってくると思うんですけれども。

ですから、多分、一般の区民の方が考えているような典型的なホームレスというか、もうホームレスになっちゃうとホームレスなんだみたいな、そういうことというのは現実的ではないんですけれども、ここで書きにくいですよ。余りそこまで細々と。だから、主に路上で暮らす。私たちも主に路上で暮らすようになったのはいつからですかというふうに聞くようにだんだんなったんですけれども、それと屋根がある場所で、一見ホームレスとは見えなところにいる、けど安定しない。あるいは、そこと行き来するというような形で、はっきりホームレスだということが見えにくい、そういう存在もある。そういう人たちを総称して、ここでは「見えにくい」ホームレスというようなニュアンスが出ればいいんじゃないかと思います。私は「等」でもいいと思うんですけれどもね、単純に。

ただ、考え方がいいですか、何か典型的なホームレス像みたいなものを一般の人は勝手にイメージしていますから。ホームレスというずっとホームレスみたいに。でも、決してそうではなくて、行ったり来たりする場が、本当に新宿というのはたくさんあるんだということが、何となく区民の方にわかっていただくといいかなと思います。

○岡部委員長 原委員、よろしいですか。今の話で、はい。

新宿というところで「見えない」ホームレスといったときに、どういうイメージがというところで、今お話ししたネットカフェだとか、サウナであるとか、友人のところに点々としているという方で、一時的に寄宿しているような人たちです。だから、他者のというか、友人等のもでもいいですし、何か少しそういうことなんだということが、今、岩田委員がおっしゃっていただき、また皆さんもそういうことで、これがこうだという定義づけを明確にするということができにくい層が「見えにくい」ホームレスということになるのかと。

書き方を、他者がというか、友人等にするか、知人等でもいいです。ここで決めますか。それともこちらのほうに任せさせていただきますか。今決めたほうがいいですか。

○生活福祉課長 では、すみません、固めさせてください。

路上等に起居する「見える」ホームレスに対して、ネットカフェやサウナ等の住居ではない所や、知人等の住居に起居している人などを「見えにくい」ホームレスという、というところでもよろしいですか。

○岡部委員長 はい、それでよろしいです。どうもありがとうございます。

今の修正等を含めて、もう一度ちょっと見返しをしていただければと思います。何かございますでしょうか。

○岩田委員 タイプとポイントの73ページ、74ページのところで、ご苦労なさったと思うんですけども、タイプ2とタイプ3の、タイプは違うんですけども、ポイントが同じになってしまいますよね。もちろんその中身は違うということで、ポイント3は全部に共通していますのでいいとして、ポイント1、2というのは、どこかに書いてあったんですけど。

ポイントとタイプの組み合わせになると思うんですけども、タイプはここで出てきますけれども、改定のポイントですよ、今度の。この策定の。だから、ここがまさにポイントになってきますよね、73ページの下から。そうすると、タイプ2とタイプ3のポイントが同じ、それは新しい問題として、若年化しつつある層というのが出てくるというのが共通しているというのはわかるんですけども、例えば上だと、社会関係の再構築とか、あるいは治療とかですね。これは必ずしも新しくはないと思うんですけども、社会関係の再構築みたいなものは新しいと思うので、支援もどういう支援かというのを書くと、括弧書きでもすると、タイプ2とタイプ3への違う支援というイメージも出るのかなという感じもするんですけども、この何かマトリックスみたいなものはあるんですか。ポイントとタイプ。

○岡部委員長 どうぞ、事務局。

○生活福祉課長 そういったところがございましたので、ご意見をいただいたところで、181ページ、こちらのほうにタイプというところは入れさせていただいているんですが、改定のポイントというのが、このタイプの1、2、3のところを改定するとき、どこをポイントに改定をしたのかというところを、ここの大ぐくりで、73ページ、74ページのところの視点として入れさせていただき、全体にこの視点でそれぞれの事業について、例えば全てのタイプに必要な事業ですとか、タイプ3にふさわしい事業です、タイプ1・2にふさわしい事業ですといった、それぞれの事業のところを改定のポイントを見比べながら、ここに盛り込みましたよというのをあらわしたいなという思いでございますが、ここのポイント3のところ、例えばタイプ2のポイント2の若年化しつつある層のところは、さらにここを改定した

んだというところまで書き込みますと、ちょっと早見のポイントというところの整理で見せたいなと思ったものですから、かなりこのマトリックスといいますか、難しいかなというふうに感じます。

○岡部委員長 どうぞ。

○笠井委員 67ページと68ページに改定されたポイント1、2、3と明記されてあって、その具体的な内容が①から⑤まで書かれてありますけれども、これとの関連というか、そのとおりなんだと思うんですけれども、これをさらに整理して、3つのタイプと3つの改定ポイントという理解でよろしいんですね、これ。

○岡部委員長 よろしいですね。

○生活福祉課長 ありがとうございます。そのように見ていただければと思います。

○岩田委員 67ページにポイントが3つ書かれているんですけれども、ポイントというのは、改定のポイントになりますよね。ですから、具体的な支援策というのがイメージされますよね。タイプというのは、要は路上にいる人たちの抱えている問題の違いとか、年齢の違いというのが反映されているとすると、タイプの中に、支援の必要なニーズがもう入っているので、ポイントとタイプというのがどういう関係にあるかというのがわかりづらい。タイプ2とタイプ3が同じポイントになりますので、違いはタイプのほうであって、改定のポイントは同じだという理解になりますよね。

○生活福祉課長 はい。

○岡部委員長 よろしいですね。同じだということですが。

○岩田委員 いいかなと思うんですけど、ちょっとわかりにくいということです。

○岡部委員長 どうぞ、事務局。

○生活福祉課長 こちらの修正案につきましては、資料1の8ページをご覧ください。パブリック・コメントの実施結果の資料の8ページです。こちらの37番のご意見をご覧ください。こちらでは、本計画の中心的考え方である三つのポイントと三つのタイプの関係性をもう少し明確にしてほしいというご意見でございました。

そこで、私どもといたしましては、改定のポイントは3つあるんですけれども、かつその全体像として、先ほどご紹介いただきました68ページの5つの全体にかかわる取組の考え方というのがあるんですけども、その中でも、このタイプはどこのポイントを見て重点的に修正したのかということをお知りになりたいのかなというふうに受けとめまして、こういった再掲といいますか、こんな表現をしたらどうかという修正案を考えた次第でございます。

○岡部委員長 これは、タイプの差別化がなかなかわかりにくいという側面と、あともう一つ、事業の側面です。今資料で説明いただいた181ページで見ると、このタイプと事業が非常にわかりやすいので、ここである程度読めるという部分もあります。ですから一つの見方とすれば、今タイプ分けしたところに、それぞれの必要な事業はここに書いてありますのでというのを付記しておけばわかる。それが1点です。もう少し何か、この必要な典型的な事業例みたいなもの、ニーズという面で何か例示を下に入れる。

○大西委員 89、90、91に入れてくれているがあるので、これを注記で入れたら。

○岡部委員長 入れても大丈夫です。

○大西委員 プラス、今、岡部委員長がおっしゃったのを入れれば。

○岡部委員長 そうですね、イメージできる。そういうことでやられるとよいと考えます。

○生活福祉課長 ありがとうございます。そうしましたら、今ご覧いただいている73、74のこの丸の囲みのところに注記として、事業の全体像については89から91ページと181ページをご参照くださいというところを加えさせていただきたいと思います。

○岡部委員長 そうすると非常に、よりわかりやすいと思います。

○生活福祉課長 ありがとうございます。

○岡部委員長 そうさせていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○大西委員 さっきもう補足的に入れてもらっているんですけど、87ページに入った、ちょうど10月に新宿区内で中学生がホームレスの方を襲撃したという事件があったので、それで補足的に今回、強目の表現で書いてくれたということなんですけれども、若干、文言の読み方でちょっと気になったんですけれども、赤字のところなんですけれども、「子どもたちに対しては、教育委員会や青少年育成委員会などを通じて、第Ⅲ期推進計画を紹介するなどにより、」啓発を図ると。この計画を紹介するのか、何かそれとも、例えば何か事業の取組みみたいなものを、例えば訴えかけたりするのか、何かそのあたりがもうちょっと具体的にあるといいなと思っていて、ちょうど昨年8月に、東京都に対していろいろな支援団体が要望書を出して、350人ぐらいの野宿の人からアンケートをとって、約4割の人がそういう暴力被害を受けたことがあると。あくまでもアンケートなので定かではないですけれども、というのを出したりしたときに、墨田区ではちょっとこういう事例がたくさんあって、全ての小中学校の全クラスで、ホームレス問題の授業を1時間やってくれたんです。実際、野宿をしている人がしゃべった授業もあれば、支援団体の人がしゃべった授業もあれば、あと教材を使

って学校の先生が教えた授業もあったんですけども、墨田区の全ての学校が取組をしたら、これは支援団体調べなので把握できていない範囲はあるんですけども、その前年と比べて、そういった事件、暴行が10分の1になったと。これは共同通信でも報じてくれているんですけど、ちょっとわからないですけどね、もちろん聞き取りのレベルなので。

ただ、そういうことはあって、1時間の授業でもそれだけ変わるんだなというのが実感としてあって、東京都に要望した際は、舛添知事が翌日に記者会見で対策をとるということも言っていたんですけども、その後は特に具体的に動いていなかったりもするので、今回、新宿で、直近でそういうことがあったので、具体的に計画を紹介するだけではなくて、何か授業的なものを、どこまで踏み込めるかというのは難しいと思いますけれども、ちょっと書いてもらえたら嬉しいなと個人的には思いますということです。

○生活福祉課長 今、私ども主管課としましては、ぜひこの計画ができましたら、新宿区が取り組んでいるこういった事業そのものになりますので、例えば中学校の担当の先生に集まっていたいただいて、こういったことを区では取り組んでいますということをご説明させていただき、それを踏まえた上で、各学校において先生方の授業の中に参考にしていただけたらなと思っております。

実際、今ご紹介がありましたように、12月14日に報道がございました。私、教育委員会のほうに、どんなふうになさったのかちょっと聞いてみたんです。そうしましたら、もう同日付、14日付で、新宿区教育委員会から各中学校に対して、人権教育の徹底についてという通知を出したそうです。さらに、これから冬休みに入りますので、冬休みに入るまでの間に、少なくとも各学校において50分の授業をしてほしいというところで、中学校において取り組むというところで進めていくというふうに伺いました。

したがって、具体の授業の取組ですとか、今後の、今ご提案いただいたような中身については、これは一つの素材としてということなので、計画書については、踏み込んで主管課の思いとしてはここまで書かせていただければというふうに受けとめているところがございます。

○岡部委員長 今の段階で担当と主管課で整理をしていかなければなりませんので、授業でやりますとは書けないです。そのため「紹介するなど」に今後の方向で進めていただくということで、本報告書ではこの文言でということによろしいでしょうか。

○岩田委員 本文の中にもどこかに出てきていると思うんですが、この用語説明のほうがわかりやすいので。用語説明の185ページの緊急一時宿泊事業。赤字で書いてあるものの後半な

んですけれども、最初の3行の途中までが、緊急一時宿泊事業とはどういうものかということが書いてあって、その後に「本来の目的の住宅資金給付事業等の利用が見込まれる方への宿泊援護が減少し」というところがちょっとよくわかりにくいというか、知らない人は全くわからないというようなこと。その最後の行の「整理・統合されることとなり」というのは、何に統合されたのか、吸収されたのか。それは単純に廃止になったのか。就労している人が利用するために、もうやめることになったのかという意味なのか、何か別のものに統合されたのかがちょっとわかりにくいので、私も、これ何だったっけななんて、余りにもいろいろな事業があったものですから、ちょっとわからなかったので、説明をお願いします。多分、区民の方はずっとわからないので。

○岡部委員長 この件については、事実確認していただく、これ整理・統合ではなくて廃止なのか、どこかに整理・統合して吸収されたのか、新たにしたのかというのは、ちょっと確認をさせていただきます。

○生活福祉課長 こちらにつきましては、特別区人事・厚生事務組合のほうにお伺いして書かせていただいた表記ではございますので、改めまして整理・統合という表現なのか、廃止なのかといったところも含めて、確認の上で、今ご指摘いただきました用語説明のところと、それから該当ページが本文の39ページになります。こちらの39ページのところのセンターのところ、あわせて整理をさせていただきたいと思います。

○岩田委員 何かこれはリーマンショック後の臨時事業としての住宅資金給付事業ですかね。

○笠井委員 つなぎのためにカプセルホテルに行ったりとか。

○岩田委員 それだと余りちょっとややこしく書かずに、それはもうそれで終わりましたと、そのときこれだけの実績を上げて、だけど、2008、2009年ぐらいの非常にたくさんの人たちが住宅もなく失業したという時期がちょっと乗り越えられたので、それ自体がもうなくなっていったということでしょうかね。

○生活福祉課長 多分、副委員長のほうがお詳しいかと。お願いします。

○鈴木副委員長 少し話しづらい部分もあるんですが、今、岩田委員がおっしゃられたように、特に日比谷の派遣村等で見られたように、職・住を失った方、そういう人に向けて、まず居所の確保と、それから仕事を探す時間帯をつくるということでスタートしたわけです。

当初はそれに沿った形の利用があったわけですがけれども、それもしばらくしますとなかなか、ここにもありますように、就職後の住宅の確保という点で、この部分では制度的に、なかなか実質的に困難になってきているということもありまして、今回、廃止となったという

ふうには聞いておりますけれども。

○岡部委員長 では、この用語を少し整理させていただきます。事務局と委員長のほうで引き取らせていただきます。

ほか、いかがでしょうか。

では、計画の推進案のパブコメ等、あるいは意見等を含めた意見については、若干の修正等がありますが、これを成案とさせていただきます。異議なければ、この計画書を最終報告書として区長へ報告したいと考えております。若干の修文は、委員長、事務局のほうに一任していただければと考えております。

それでは、議事の3、その他に移ります。

本日、策定委員会として計画案を報告しましたが、計画の執行や頒布等のスケジュールについて、事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 それでは、ご説明いたします。

今、委員長がおっしゃられましたように、計画案について取りまとめをお預かりさせていただきまして、誠にありがとうございます。この計画案は、これから区のほうで事務的な手続を行いまして、年明け、大体1月中旬ぐらいになるかと思うんですけれども、このあたりで第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画として正式決定をいたしまして、施行となっていく見込みでございます。決定いたしましたら、その後、印刷等を行い、計画等を皆様に公表できるように準備を進めてまいります。

公表の時期でございますが、2月の中旬に議会にまずご報告をさせていただきまして、この報告の内容は、計画の決定と、このたびのパブリック・コメントの結果になります。あわせてまして広報しんじゅく、今の予定では2月15日号に掲載予定で準備を進めたいと考えております。広報掲載と同時に、区のホームページにも公表させていただき、計画書につきましては、閲覧及び有償頒布、概要版につきましてはお配りするということなので準備をしたいと思っております。

以上です。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。この件について、スケジュールをお知らせいただきました。今後は、この手順で進めていくということになります。

では、最後になりましたので、委員の皆様、一言ご感想をお願いできればと思います。

鈴木副委員長から右回りで一言ずつお願いします。一言じゃなくて、二言でも結構です。言っていただければと思います。

○鈴木副委員長 今回、副委員長というお仕事をさせていただきました。どこまでできましたかということ、ちょっと不安なんですけれども、委員長にいろいろ多大なご負担をかけてしまったと思います。

今回こういった形の委員会に出させていただきます、私は施設のほうで仕事をやっていますけれども、こういった形で新宿区さんのほうで丁寧に推進計画を3回、今回、計画を立てるということを見聞きしまして、本当に大変なことなんだなということ、何か改めて認識をさせていただきました。それと、委員の方々が本当にいろいろな、私にとって初めて聞いたり、ああ、そうなのかというようなことで、いろいろ勉強になるお話を伺えたということも、私は非常に助かったなというふうに思っています。

今後また現場に戻るわけですが、ここでいろいろお聞きした、見聞きしたことについて、それを踏まえまして、施設運営、職員に向けてもメッセージをきちんと送って進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○大西委員 お疲れさまでした。本当にこれだけのものをまとめる作業は非常に大変だったかなと思いますし、あとパブコメについてもかなり丁寧に吟味されて、すごく大変な仕事をされているなど。本当に区のレベルでこれだけの計画をつくるというのは、余りほかの自治体では取り組まれていない部分だと思うので、特に新宿区の取組はすごく大切な取組だなというふうに思います。

個人的には、第Ⅱ期から第Ⅲ期に変わって、新宿区の相談状況とか今回、触れてくれたりとか、こういう情報公開って、本当にほかの区では、何件就職していて、生活保護を申請しているとか、公表しているところはないので、ほかの自治体で同じような委員とかをやったりしたこともあるんですけれども、そのときにはなかなか、そもそも情報をとっていなかったりとか、そういうのがある中でこういうのを入れてもらえたというのは、すごくいいかなと、非常にありがたかったなと思います。

あと私自身もこういった貴重な場に、本当に多様なメンバーで集まることができて、すごくいい経験ができたなと、感謝しています。ありがとうございました。

○岡部委員長 笠井委員、お願いいたします。

○笠井委員 恐らくこれが最後のこういう会議の場になるのかなと。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法も終わりを迎えつつありますので、どうやってこの内容が根拠法のほうに引き継がれるのかということは、陰ながらチェックをして、先生方のご活躍がこれから

出ると思いますので、ぜひともきちんと、この問題を解決しなければ、新宿の未来もないでしょうぐらいの問題だと私は思って、ずっとこの活動を続けてきました。新宿区がこの多様なまちの発展をどう推進していくのかと、東京オリンピック等々も含めたところで。その中で、このホームレス問題に対応しているときであるということが一番重要なことであって、それをきちんと明確にしていけるような、また違った生活困窮者の自立支援のあり方ということを目指してやまないわけですが、我々は新宿の片隅で地道な活動は続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐久間委員 今回、第Ⅲ期から参加させていただいたんですけれども、私も改めて、まず、これまでの蓄積がやっぱりすごいなということと、あと、自治体として正面切ってというか、これは大都市がやっぱり引き受けなきゃならない問題だということで、区長のリーダーシップのもと、きちんとこういった社会の矛盾を受けとめて、それで低所得とか生活に困らている方を応援していこうという自治体の明確なスタンスがあって、あともう一つが、いろいろな私たちのような団体とか、あと町会の方、民生委員の方とか、いろいろな方の声を集めて計画をつくっていく。一つ一つのコメントにすごく丁寧に、課長もすごく丁寧に定義づけとか、最後までそういったスタンスで、こういった議論と一緒にさせていただける機会を与えていただけて、本当にとってもありがたいなということと、あとこの内容をよりよくしていくために、私たちが日々の活動の中でできることをさせていただけたらというふうに思っております。

あと、繰り返しになるんですが、笠井委員もお話しされていたんですけど、あとはこれからですね。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、根拠法は変わるにしてもやっぱり、ちょっとまだ全然わかってこないんですけれども、前回、笠井委員がおっしゃっていた貧困の連鎖みたいなのが、こういった形でこれから5年、10年の間に若い人を含めて出てくるのか。その際には、間違いなく新宿区というのは、そういった大きな舞台の一つにならざるを得ないし、でもこれまでつくってきた計画とか、こういったネットワークとかというものが生きて、そういったものに取り組むということは、決して負担だけではなくて、何か新しい活気というか、イノベーションと言ったら大きいんですけれども、何かそういった有意義なものをつくっていく契機になればと思って、少しでも、微力でもお役に立てたらというふうに思っております、挨拶にかえさせていただきます。

事務局の皆さんはすごく大変だったと思うんですけれども、これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○岡部委員長 原委員、お願いいたします。

○原委員 私は一からじゃなくて、本当にゼロからのスタートで、私たち民生委員活動の中で、特定にホームレスに対して云々ということの勉強会というのは一つもなかったんです。ですので、私自身に対してはすごく大変な任務でありまして、いただいた書類に目を通すだけでもすごく大変で、その中での意見ということが本当にできない、ただここへ来て、本当に私はお勉強させてもらうということだったんです。

ただ、先ほどのことなんですけれども、私たち、ホームレスじゃなくてホームレスに対しての子どもたちとも、児童部が活動して、東京都では新宿区だけが四者協という活動がありまして、先生方とか教育委員会、児童部の方とでもって何かそういう中でもってお話というものがありますので、何かあったときには、先生にこうしたほうがいいと、皆さんでやっていきましょうということがあります。

できましたら、地域でホームレスに対してこういうことをしたほうがいい、一度そういうノートをいただいたことがあるんです。そういうちょっとしたマニュアルがあると、民生委員活動の中で、皆さんとお勉強会で活動ができるので、そういうマニュアルみたいなものがあったら嬉しいなと思います。私もこういうのに目を通して、ああ、本当に皆さん大変で、活動をすごく積極的にしていらっしゃって、事務局の方もそうなんですけれども、少しでもお役に立てればじゃなくて、私が私自身にすごく勉強になった年だったので、本当にありがたいと思います。

どうもありがとうございました。

○岩田委員 この冊子の173ページから新宿区のホームレス対策の歴史がずっと書いてあって、新宿西口バス放火事件を除くと、平成3年からなんですね。だから、この12月でもう24年たったということで、感慨深いですね。

何かこれを見ていると、本当にいろいろなことが思い出されますけれども、新宿区は特にいろいろな問題を抱えて、都区共同事業としてもなされたけれども、新宿区独自にもいろいろななってきたと思うんです。これが最後になるだろうと思われる計画策定ですけれども、こうした計画を策定されて、頑張ってやってこられましたので、ぜひ、うまく生活困窮者自立支援法ときちんとつなげられるようお願いしたい。特に資源として、宿泊資源とか、援助のノウハウとか、そういうものがないと、生活困窮者自立支援法のほうも動かないということがわかっています。特に東京の場合は、一時的にせよ宿泊や住宅は残しておかないとダメだろうということが、もともと生活困窮者自立支援法には含みとしてあると私は思ってい

ますので、なかなか難しいですが、特に新宿区の場合はぜひいろいろな資源を大事にされて、今後もうまく活用していかれるといいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡部委員長 では、ちょっと私のほうから一言申し上げます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。私は、多くのホームレスの関連の委員会に参加しますが、これだけ活発で前向きな議論をする委員会というのは、ほかに記憶がありません。非常に私としては幸せな時間をこの委員会で送らせていただいたと考えております。

まず、委員の方々、その中で岩田委員は、本来、私がここに座っているのではなくて、岩田委員がここに座っていただくのが一番だと思います。貧困研究、またホームレス研究の第一人者の方の貴重なご意見をいただいたというのは、私にとっても非常に勉強になりましたし、またホームレスの方々の計画を通して、いろいろなご示唆をいただいたのではないかと、お礼を申し上げたいと思っております。

原委員につきましては、民生委員の目線でホームレスのことをどう考えるのかということ、その要所要所でお話ししていただいたこと、ある面ではそれを専門にする人が話をされることが本当に新鮮で、かつ気づかされるが多かったのではないかなと思っております。

あと、笠井委員について、私は笠井委員の書いたもので幾つか読ませていただいたことがあります。実際どのような方なのかと思いながら、その前の委員会でもご一緒させていただきましたが、非常に柔軟に、かつ隅々まで配慮したご発言をしていただいていると思っております。この領域の非常に深い蓄積の上での、かつ先を見越したご発言だったのではないかと思います。この点も私にとって学ばせていただいた幸せな時間であったかと思っております。

佐久間委員につきましては、佐久間委員は、ふるさとの会で、都内に限らずいろいろなところで活動されているところで、山谷とか新宿での活動がおありで、ホームレスの方々の支援の実践を通して、居場所をどうつくっていくのかということ、最近よく使われるようになった、寄り添いをしながら、かつ発信をきちんとしていただいて、地に足がついた活動の中から発信をしていただいたことは、この委員会の中で、この計画がより内容が豊富化されたのではないかと考えていますので、引き続き活動と発言をお願いしたいと思っております。

大西委員は、多分ここで一番、お若いですが、非常にウイングが広くて、いろいろな観点からご発言をしていただき、またペーパー等でもいろいろなご意見をいただきました。この計画の中にそのことが盛り込めたのは、非常によかったのではないかと考えております。そういう意味では、笠井委員も含めて、まだまだこれからどんどん発信をしていただければ、私のほうとしては、すごく力がもらえるのではないかと考えております。

鈴木副委員長は、施設長もされており、長いご経験がおありです。その中で政策を見据え、かつ実践の中で、それがやれるのかどうか実現可能性について、経験に裏打ちされた、かつ政策的な文脈を読みながらご発言していただきました。要所要所をきちんと締めていただいたことは、これはこの計画がよいものになるお力をいただいたのではないかと考えております。

今日、増村委員と山田委員がご欠席ですが、ご発言を楽しみに、私のほうでお願いをして発言していただいて、そのとき非常にいいご発言をしていただいたということも、この委員会に幅と深みを持たせ、よいハーモニーになっていたのではないかと考えております。

では、まだお時間があるということでお話をさせていただきます。新宿区は、ホームレスの先進的な取組を継続して行っているということ、そしてそれが結果として成果が上がっている、ホームレスの方の数が減っています。実際の取組が非常によいもので、その大きな背骨になっているのが計画ということでもあります。この計画がまた区民の方々、またそこで取り組んでいらっしゃるの方々、そして行政の方々がしっかりやっていただいた成果ではないかと考えています。

ホームレスの方々について考え、支援していくことは、人間の尊厳について、ある意味では路上の中で来た人たちに対してどう手を差し伸べるのか、あるいはその人たちの生活を支えることは、人間の尊厳にかかわる最も大切なことであり、そういうことが区として誠実に対応しているというのが非常に嬉しいところです。そしてその計画に携われたということと、今日このメンバーの方々、ホームレスのことに最も熱心にかかわっていらっしゃるメンバーがいらっしゃるということで、そういう意味ではよいものができたのではないかと考えています。

最後に基本的にこのパブコメであるとか、その前の計画づくりの中で、区の事務局の方々が丁寧にやっていただき、かついろいろな観点から見ていただいたというのは、ホームレスの方々に対してこれだけのことを考えているというのは、ある意味では区の姿勢があらわれています。極めて誠実なお仕事をされていることに、感謝申し上げます。

本当に、先ほどから笠井さんが、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の関係があって、この生活困窮者自立支援法に引き継がれるということで、そこで制度の対象外となる部分も幾つもあります。そういう意味では、ホームレスの問題は法律の範囲ではなくて、ホームレスの人の生活の実態と意識から、積極的に区民の一人として、都民の一人として、しっかりと支えるということをやっていく計画になっているのではないかと思います。今後

ともこの計画を推進していただければと思っております。

非常に長くなりましたが、司会進行をしていますと非常にストレスがたまってくるので、最後に多くしゃべらせていただきました。事務局の方、本当にどうもありがとうございました。また、委員の方、ありがとうございました。

それでは、区の職員の方から一言、二言でも結構ですので、どうぞ。

○**福祉部長** 福祉部長の赤堀でございます。ただいま過分なお褒めをいただきまして、事務局を代表して御礼を申し上げます。

先ほど区長からございましたとおり、本日、皆様のご尽力で、計画書案を区にご報告いただきました。誠にありがとうございました。本当に長期間、大変熱心にご議論いただきまして、新宿区の地域特性を踏まえて、また非常に今後を見据えた、意義のあるものになったというふうに考えております。感謝申し上げます。

ただ、この計画が絵に描いた餅にならないように、実効性を高めていくのが我々の責務だというふうに重く受けとめてございます。この計画に基づきまして、区はホームレスの自立支援に取り組んでまいりますので、ぜひ今後とも皆様方にはご支援のほどお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

○**岡部委員長** ありがとうございました。

それでは、長時間のご審議、ありがとうございました。また、お疲れさまでした。

これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後4時00分閉会